

秋の安全なまちづくり県民運動

運動期間 平成28年10月11日(火)～10月20日(木)



○住宅を対象とした侵入盗の防止【年間取組事項】

- ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・「CP建物部品」でドア、窓、面格子を強化しましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。



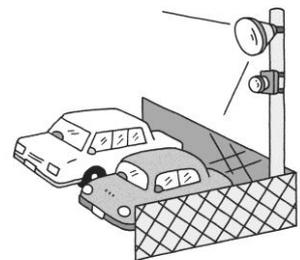
○特殊詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきります）。
- ・電話に出た場合でも、落ち着いて話の要点をメモし、電話をきった後は家族や警察などに相談しましょう。
- ・保険料や医療費等の還付金をATMで返還することは絶対にありません。
- ・お金の要求には、「すぐに振り込まない」「1人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。
- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。



○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両にはイモビライザや警報機、ハンドル固定装置、タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。



○子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーや笛（ホイッスル）を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・スマートフォン等を操作しながら歩くと、注意が散漫になるのでやめましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。



○暴力追放運動の推進

暴力団追放「三ない運動」+1（プラスワン）



暴力団を
利用しない

暴力団を
恐れしない

暴力団に
金を出さない

暴力団と
交際しない